

第1表(A) 各代藩主別召抱家臣数

藩主 (襲封年)	知行取	無 足	断 絶 家	
			知行取	無 足
定成・康成	9家	0家	4家	0家
信成 (慶長4)	32	4	11	0家
親成 (正保4)	51	20	27	40
富成 (延宝1)	18	6		
英成 (元禄6)	22	24		
明成 (元文2)	4	11		
惟成 (寛延3)	4	10		
宣成 (天明3)	8	8		
以成 (文化1)	3			
(合計)	151	83		

注1 「諸家系譜」により作成。

2 断絶家とは「諸家系譜」中の「断絶之家」記載の家臣で後世諸種の理由(後述)により絶家、藩籍離脱をしたもの。

第1表(B) 各代藩主別召抱家臣数

藩主	知行取	無 足
康成	三河衆 7家	0家
信成	石戸衆 10	4
	留守居与力衆 3	
	関宿衆 19	
親成	慶安年中 3	20
	承応年中 8	
	明暦、万治年中 15	
	寛文年中 14	
	京都与力衆 10	
富成	17	6
英成	22	24
明成	5	11
惟成	4	10
宣成	11	8
以成	7	4
節成(文政8)		9
(合計)	155	96

注 「懐中手抄」により作成。

(附記)
 ①足軽については全く史料が得られないので、本稿ではこれを除外して考察する。
 ②「諸家系譜」は同藩士原家文書(市立西図書館蔵)の同家系図中に
 文化十一甲戌年御家中一統系図御改有

之、先年正益差出置ひ処、今度一統御下ケ被成御付札左之通改メ差出シ可申段被仰出ひニ付、掛り御役人古河兵次郎へ差出シ置ひ写
 甲戌年九月吉日 正知書之
 とある通り、藩庁が各藩士に提出を命じ

た系図を原本として、文化十一年、これに訂正を加え編集したものよりである。まず初めに各代藩主が召抱えた家臣数を示すと第一表の如くである。

田辺藩家臣団の形成について

真下 八雄

一
 関カ原の戦・大坂の陣を経て天下の覇権を確立した徳川氏は、改易・減封を通して旧族大名・豊臣大名の敵対権力を抹殺・去勢し、また転封によって豊臣政権下の大名配置に大変動を与えると同時に、他方では徳川一門・譜代大名の創出・強化をはかり、これらを全国的に配置することによって徳川幕藩体制を貫徹していったのであるが、このような体制確立の過程において、譜代大名牧野氏はどのように創出され、そして丹後国田辺領に定着していったのであろうか。

「寛政重修諸家譜」によると、牧野定成・康成父子は東三河の土豪牧野氏の一族であり駿河の戦国大名今川氏の勢力が当地方に滲透するに及びその被官と化したようであり、このため桶狭の戦後、徳川家康が織田信長と和睦して東進策をとり、東三河の平定に乗り出した

永禄七年には「東照宮、三河国吉田城外下地において今川氏真と御合戦の時、牧野の一族今川に属して相たゝかふ」けれども「永禄八年より東照宮につかえたまつり、九年八月八日、三河国平井郷の旧知九十二貫文」を安堵されている。

その後康成は長篠、高天神の両役に力戦して、本多正信・大久保忠隣・阿部正勝と同じく「申次の役」に拔擢され、天正十八年、徳川氏の関東入国の際には、武蔵国足立郡石戸に采地五、〇〇〇石を給与されるのである。次の信成は関カ原の戦・大坂の陣に出陣したが、この間、「大番・小姓組番・書院番」の各番頭を歴任して寛永三年には「留守居」に就任、同時に高二、〇〇〇石加増され、さらに同十年、加恩四、〇〇〇石によつて、ここに全知行地一一、〇〇〇石を領有する譜代大名に昇格する。

信成は正保元年、下総国関宿に転封(一七、〇〇〇石)するが、これを襲封した親成は將軍家綱の「御側衆」を経て、承応三年、京都所司代に就任した折、河内国高安郡に一〇、〇〇〇石を加封、明暦二年に撰津国嶋上・嶋下、河内国石川・古市の四郡内と右記高安郡に三二、六〇〇石加増転封、そして最後に寛文八年、丹後国加佐郡内(田辺藩)三五、〇〇〇石に同じく加増されて、家綱時代、全体として旧外様大名領に対する譜代大名の新たな配置地域が著しく減少する中で、特に丹後国が譜代大名領化される政策の一環としてここに定着することとなるのである。

二
 以上、徳川氏の幕藩体制貫徹のための大規模な譜代大名創出とその全国的配置政策の中で、成立・定着した田辺藩主牧野氏は領主権力の支柱としての自己の封建的家臣団をどのように形成していったのであろうか。現在までのところ、これを精密に論究する史料に恵まれないが、僅かに入手できる当藩主牧野家文書中の「諸家系譜」(舞鶴市立西図書館蔵)と同藩士恒川家文書の「懐中手抄」(舞鶴市恒川友則氏蔵)を主たる史料としてその概略を述べた。

次に家臣団形成の状況を各代藩主ごとにみてみたい。

定成・康成父子が召抱えた家臣は「三河衆」といわれる古河・城所・竹内・竹内庶子・榊山・磯田・雪江・杉本（断絶）・山中（同）・佐原（同）の一〇家、「尾張衆」といわれる円城寺家、および今井家・中野家（断絶）の合計一三家であるが、彼らが牧野氏家臣団に編制された経路には次の三ケースが考えられる。

①古河家の場合

清和源氏 本国安房 本氏里見
里見太郎義俊十二代里見上総介義通嫡男、西三河宝飯郡古河村来住、仍改古河

初代 勝通 主馬 里見隼人佐
天文元 壬辰年峰樹院様御介申上

二代 勝久 九郎左衛門 隼人
永禄九丙寅年、為御合力二百石被下置、天正十八年庚寅年、石戸御拝領之節初、為御家臣三百石加増、執政職被仰付、禄五百石

古河家の初代勝通は牧野氏とは「御介抱申上」げる関係ではじまり、その後二代勝久の時「初而為家臣」のであるが、当家のような家臣は恐らく東三河地方において、牧野氏所

領に近接し、同氏と盟約的あるいは客分的関係にあつた地侍層で、牧野氏の旗本への上昇の途上に被官化し、家臣団に編制されていったものと推測され、この故に家禄も他のケースの家臣に比して高禄である。「定成公、康成公御入魂、遂為御家臣」であつた杉本家（三河・禄五〇〇石）、佐原家（三河・禄二五〇石）もこの例に入る家臣であろう。

②竹内家の場合

清和源氏 本国越中
源満政八代越中国松田江住、那賀権九郎成邇十七代参河国八名郡竹内村住、仍称竹内、竹内権右衛門成貴属干今川家、其子宗兵衛光成男

初代成純 宗兵衛
峰樹院様江随従、其後為御家臣、勤方不詳、禄百石

竹内家の初代成純は牧野氏に「随従、其後為御家臣」のであるが、当家の如き家臣は上記の古河家よりは弱小勢力のため、牧野氏に対し従属的關係にあつた東三河地方の名主層で、牧野氏の台頭の過程で家臣化したものと思われ、このケースの家臣には「今川氏末ト御敵対立節御当家奉仕後、石戸御領工同氏之者奉附従、初代某源五左衛門、見梅院様御代

於石戸被召仕」れた今井家（三河牛久保、禄不明）、「康成公御代奉属」つた山中家（三河山中、禄一八〇石）中野家（元遠江、禄二〇〇石）、その外竹内庶子家（禄三〇〇石）、城所家（三河設楽郡野田平出、禄二〇〇石）等がある。

③磯田家の場合

姓不詳 本国伊勢 生国勢州
初代吉次 市兵衛
天正年中於参州被召出、五拾石被下御側近相勤

石戸御拝領之節五拾石加増、大坂御陳之節御供
寛永年中五拾石加増、御家老、禄百五拾石

磯田家の初代吉次は「伊勢衆」とも呼ばれる通り伊勢出身の家臣であるが、当家のような家臣は牧野氏が徳川氏に服属して東海地方の諸戦陣に参加する中で取立てられていつた三河隣国の武士たちと思われ、これに該当する家臣は蟹江家（尾張、禄五〇石）、円城寺家（尾張、禄一〇〇石）等で、彼らは上記二ケースに比べると少禄の新参者であつたようである。

以上、定成、康成の家臣団は牧野氏の生国

三河を主体とした東海地方の武士たちで編制されたのである。

信成（襲封慶長四年）が召抱えた家臣団には「石戸衆」「御留守居与力衆」「閑宿衆」および「断絶之家」等の知行取四三家と無足四家がある。

知行地武蔵国石戸において召抱えられた「石戸衆」のうち三家と「断絶之家」の一家は慶長年中に取立てられた家臣であり、その殆どが左に掲げる史料の通り旗本牧野氏の「大阪の陣」参陣に随伴した武士で、帰陣後当人あるいはその嫡子が召抱えられ家臣団に編入されたものである。

「井上家」

源姓 本国近江 生国武州安達郡
天正年中之頃迄北条家、武州岩築城主大田十郎氏房之士官井上对馬守重盛、同兵部重時二代相勤、後北条家滅亡之砌浪人武州石戸篠刈村ニ蟄居、其頃石戸御先祖様御知行所也、依之重時御出入加ニ被為召御合力等被下、大坂、而乱之節、依望、而相願御供仕御頼ニ付御馬御世話相勤

初代 重次 助左衛門兵部重時長男
大坂、再乱之節、依望、而御供、於田鳥野口御

組衆敗軍、知見院様御馬廻迄乱入御自身之御働ニ而首一級御打捕、重次儀茂首一級打捕之、御帰陣之後、御奉行仕候様蒙仰達、而御辞退申上候処、段々厚蒙御懇之御意、依、而為御家臣、百石被下（略）

「石戸家」で寛永年間に召抱えられた家臣七家のうち四家は次の中江家の如く信成の子息付き勤仕者として取立てられたものであるが、彼らは寛永十年、牧野氏の大名昇進に伴い、藩主一門の家政機構が整備されていく過程で必要として召抱えられたものではなからうか。

「中江家」
宇多源氏 本国不詳 中江式部太輔景継二男 生国 山城
初代 忠俊 猪兵衛
寛永五戊辰年於竹橋御屋鋪九歳ニテ被召出、
覚樹院様御幼少之砌被為附御側相勤、御同所様御養子被為成候節御部屋附御家老、禄百五拾石

「御留守居与力衆」三家は寛永三年、信成が「御留守居」に就任した際に彼の下に配属された与力で、左の例の如く転役時に家臣団に編入されたものである。

「宮原家」
源姓 本国甲斐 生国武州（略）
初代 某 伝内
始御留守居与力ニ被召出知見院様御組ト成、寛永十八年巳年御転役之時為御家臣（略）

「閑宿衆」一九家は、正保元年、牧野氏が下総国閑宿へ移封後四年間（正保年中）に召出された家臣であるが、彼らは知行地一〇〇〇石加増（但し嫡子親成の加封も含む）に対応する家臣団の拡充のため多数取立てられたものであろう。

「無足」の四家は石戸時代召出された、藩主嫡男のお守・料理人・中小姓等の下層家臣である。その一家を次にあげておく。

「戸野家」

藤原姓 本国不詳
戸田八郎左衛門藤原清光、今川家滅後浪人其男
初代 清直 八左衛門
知見院御代、父八郎左衛門死去、幼少之節母召連被召出、
良園院御幼年之時御乳差上候、依之母子共御守相勤御宛行金拾老両三人扶持御仕着被下（略）

以上、信成が召抱えた家臣四七家中、その生国の判明するものは一九家ではあるが、この内訳は武蔵六家、三河三家、尾張二家、安房・伊豆・遠江・伊勢・近江・山城・陸奥・出羽各々一家で殆どが関東・東海地方である。この事は武蔵ないし下総に所領を有した信成

の家臣取立ての地域的範囲の全体的傾向を示していることと推定してよからう。
親成（襲封正保四年）召抱えの知行取七四家、無足六四家の家臣団を観察すると以下の特色をあげることができる。

家臣の前歴

藩主	知行取			無足		
	浪人	技能者	藩主・家臣	浪人	技能者	家臣
定成・康成	2家	0家	1家	0家	0家	0家
信成	10	0	2	1	0	0
親成	21	13	7	4	5	0
富成	6	2	7	2	1	1
英成	5	4	14	6	10	5
明成	0	0	3	3	3	2
惟成	0	1	4	2	4	2
宣成	0	0	7	1	5	3
以成	0	0	3			
(合計)	44	20	48	19	28	13

注 1 「諸家系譜」により作成
2 浪人・家臣庶家と技能者には重複するものがある。

第2表

足輕頭、御旗頭、祿二百五拾石
なお右史料によると川手良代は親成が書院番頭在勤中に、幕臣大岡氏の取持ちによつて仕官しているが、浪人たちの中には、その外牧野家臣の姻戚・食客等の縁故に頼つたり、または次に述べる技能者たちの如く彼らの師範の推挙によつて召抱えられていた者もあつたようである。

第二は特別の技能を有する家臣が知行取一三家・無足五家みられることである（第二表）。彼らの技能内容は鷹匠（四名）・医師（三名）・茶道（二名）・剣術・槍術・馬術・射芸・和軍・馬医・歌道・筆道・算術（以上各一名）であるが、これらの二、三を左に紹介する。

「杉本家」

初代 憲嗣 玄甫

始鷹司家ニ仕後浪人、江戸江罷出針医、知見院様御代金一枚宛被下御出入仕候、明暦三丁酉年於京都御医師被召抱、百石拾人扶持被下

「柿沼家」

初代 正明 三郎兵衛

被召抱年月日不相知、柳生但馬守宗矩公御門弟、御同人様御口入ニテ被召抱使役

（略）祿二百五拾石

「原田家」

初代 定直 茂左衛門

寛文年中、烏丸大納言殿御吹拳ニテ歌道、達者ニ付被召抱、拾人扶持被下

右のような技能家臣が多数召抱えられたのは、譜代大名牧野氏の成長による家臣団の膨脹に伴つて、この家臣団内部に機能の分化、整備がなされていつた事の左証である。

第三は特に無足が急増されて下層家臣団の形成が推進されたことである。（第一表）

第四は右にあげてきた家臣の出身地についてであるが、家臣団の大規模な拡張が、牧野氏の三度におよぶ加封、しかもそれが京都所司代就任による河内での加増、そして摂河さらに丹後への加転に伴つてなされたために、例えば生国の明らかな知行取一五家の内訳が越後二名、陸奥・常陸・武蔵・三河・美濃・大和・河内・紀伊・阿波・肥前・肥後・豊後・薩摩の各一名でもわかる通り、すなわち家臣取立てが前代・前々代のような特定地域に集中されるのと異り、全国的にわたつてのことである。

なお「京都与力衆」とは親成の京都所司代在職中の御組与力が彼の当役解任後、丹後田

第一は第二表の通り、浪人（幕府与力等の他家々臣を含む）が多数取立てられていることである。戦国の動乱時代から幕藩体制確立期に至る封建社会の大変革の中で、浮沈を繰返し、主家を転々とした挙句、牧野氏家臣団に流入してきた浪人の一例を左の川手家の前歴でみたい。

「川手家」

藤原姓 本国

大職冠鎌足公二十四代関白良基公十三世一支流川手大蔵太輔良貞、三州鳳来寺武節城ニ居、領知三万石、四代佐左衛門良実長男（略）

初代 良志 刑部左衛門 新次郎 十郎兵衛 主水助

始父良氏ト共今川義元ニ仕、後武田家ニ属、受台命為井伊家老、有故京極高知公ニ仕、又井伊家ニ帰参、其後前田利長公ニ仕、又井伊家帰参、其後為御旗本、又尾州家ニ仕其後浪人

良園院様御代為御客人分五拾人扶持被下二代 良代 武節丈太夫 藤右衛門 新次郎

大岡忠右衛門、殿御直談御取持有之、慶安年中被召出二拾人扶持被下、江戸御門間、

刃入部の節随伴して召抱えられた家臣たちであるが、御組同心の一人が無足にも編入されている。

「吉田家」

初代 某 九郎左衛門

始駿河大納言忠長卿ニ仕、鳥井土佐守殿隊下、後離散、三輪市十郎殿御組御歩行相勤

明暦二丙申年御所司代始而五拾騎之与力被召抱候節為御組与力、寛文八戊申年田辺御入部之節随御召、御物頭、祿二百五拾石

以上、「諸家系譜」の編纂された文化年間において、田辺藩家臣団の中核をなす知行取家臣の過半（六三％）は寛文期までに召抱えられ、しかも後述するけれども、これ以後の新規取立家臣はこの家臣の庶家が大半を占めていること、また藩権力の担い手である家老職の殆ど（九五％）が第三表に示したように右の家臣一族から任命されていること等は、前記の家臣団の機能の分化・整備と相俟つて牧野氏家臣団が寛文年間、親成時代には既にその基礎を確立しおえたことを証明していると言える。

最後に断絶家臣について一瞥しておきたい。「諸家系譜」の巻中「断絶之家」に記載されているものは、康成・信成・親成の三代にわたって召抱えられた家臣で、凡そ享保年間（推定）以前に当らないし子孫が御暇取（立退・他家の召抱）・家出・処罰によつて藩籍離脱したもの、無嗣・早世・事故（他自殺）のため絶家となつたもの等であるが（第一表A）、いま断絶時の代数を調べると第五表の通り、八二断絶家中の五九家（七二%）は仕官者が当代限りで、則ち恐らく寛文・延宝期頃までに牧野氏と絶縁したものと恐れ、そして断絶理由も、その判明する知行取三四家についてみると無嗣（早世）一六家、暇取一四家、事故二家、家出・処罰各一家である。

このような多数の断絶家臣の存在は、家臣団編制期における藩主の武断的家臣統制の結果と考えられ、この変動を通して牧野氏は自己の封建的家臣団を拡充、強化していつたのであろう。

二代 重好 権之助 五郎助
御足軽、同心、御勘定支配、定番、御足軽、大納戸支配、御徒士、御中小姓御取立

第3表 各代召抱家臣中よりの家老職就任員数

定成・康成	20人	
信成	25	
親成	23	内1人康成召抱家臣庶家
富成	5	内2人信成召抱家臣庶家
英成	7	内5人康成召抱家臣庶家
明成	0	内1人信成
惟成	0	
宣成	0	
以成	0	
(合計)	80	

注 「諸家系譜」により作成。

富成（襲封延宝元年）、英成（同元禄六年）の家臣取立ては先代、先々代に比べると減少をみるが、明成（同元文二年）以降になるとそれは更に激減する。（第一表）

この事は知行取に著しく、寛文年間以前の家臣の庶家、就中家老職の弟・庶子・庶孫と加えるに藩主の一門・一族を主に召抱えるのみで、新参者の仕官は僅少かあるいは皆無と

第4表 藩主・知行取の家臣召抱員数

	藩主	家老	その他
定成・康成	0家	0家	1家
信成	0	1	1
親成	1	5	1
富成	0	6	1
英成	3	5	6
明成	2	0	1
惟成	2	1	1
宣成	1	3	3
以成	2	0	1
(合計)	11	21	16

注 「諸家系譜」により作成

なる。（第一表・第四表）これは右の取立てが「断絶家」の補充を主としたことのためであらう。

しかし無足は漸減するとはいえ、医師（一三名）、坊主・小僧（七名）、鍼医、鷹匠、儒者（以上各一名）等の技能者・特殊勤務者を主体に取立てを続行し、無足の職務整備・充実がはかられたようである。上層家臣団（知行取）の基盤が親成期に固定されたのに対し、下層家臣団（無足）のそれは、むしろ富成以後の時代になされるのである。

なお無足の仕官について附記すると、田辺

断絶家の一例を左に記しておく。

「江目家」
御所司代御発駕之節 長柄五拾本 惣左衛門於京都死ス 禄二百七拾石 無子

以上田辺藩家臣団の形成過程を要約すると旗本、牧野定成、康成は彼らの生国三河を主体に東海地方の名主層を、旗本より譜代大名化した信成は彼の知行地所在の関東地方および先代の故地東海地方の武士を、近畿地方に転封した親成は全国的範囲で浪人・技能者を夫々召抱えて家臣団を編制してゆき、そして家臣団の中核をなす上層家臣団（知行取）の基礎は寛文期（丹後定着時）頃には確立し得たこと、しかし下層家臣団（無足）はむしろそれより以降において漸次増強、整備されていったこと等である。

なお、足軽層の形成過程および田辺藩家臣団の構造については今後の課題として追求したい。

第5表 断絶家の断絶代別員数

	召抱数	断絶代目					
		当代	2代	3代	4代	5代	6代
定成・康成	知行取 4家	0	3	0	0	0	1
信成	知行取 11家	8	2	1	0	0	0
親成	知行取 27家	14	7	3	3	0	0
	無足 40家	37	2	0	1	0	0
(合計)	82家	59	14	4	4	0	1

注 「諸家系譜」により作成

領内の百姓、町人身分よりの召抱えがみられることである。すでに親成時代に加佐郡浜村かと思われる「生国 浜村湊」と記された西陰幾兵衛なるものが中間奉公に出、その子昌重が徒士に召抱えられている例があるけれども、元禄期以降になると次の史料の如く、身分の明瞭な藩内百姓・町人を英成が二名、惟成が三名取立てしている。士・農・工・商の身分差別の嚴重な近世封建社会においても、このような被治者身分より支配者身分への移動の例外が存在したのである。

「今西家」

志高村百姓、作左衛門四男

初代 重貞 佐八

元禄年中御草履取相勤、御湯殿方取立、御小納戸下役大納戸下役共兼、徒士格、御台所頭御中小姓格、札所役、長吉様御附、御殿御台所頭、御休息所附、御宛行六両二人扶持

「山本家」

御城下丹波町小幡氏、桃屋喜兵衛長男

初代 重房 久太郎

宝暦元辛未年月日不詳御足軽被召出、年月不詳有故而相願為山本氏、御足軽小頭